

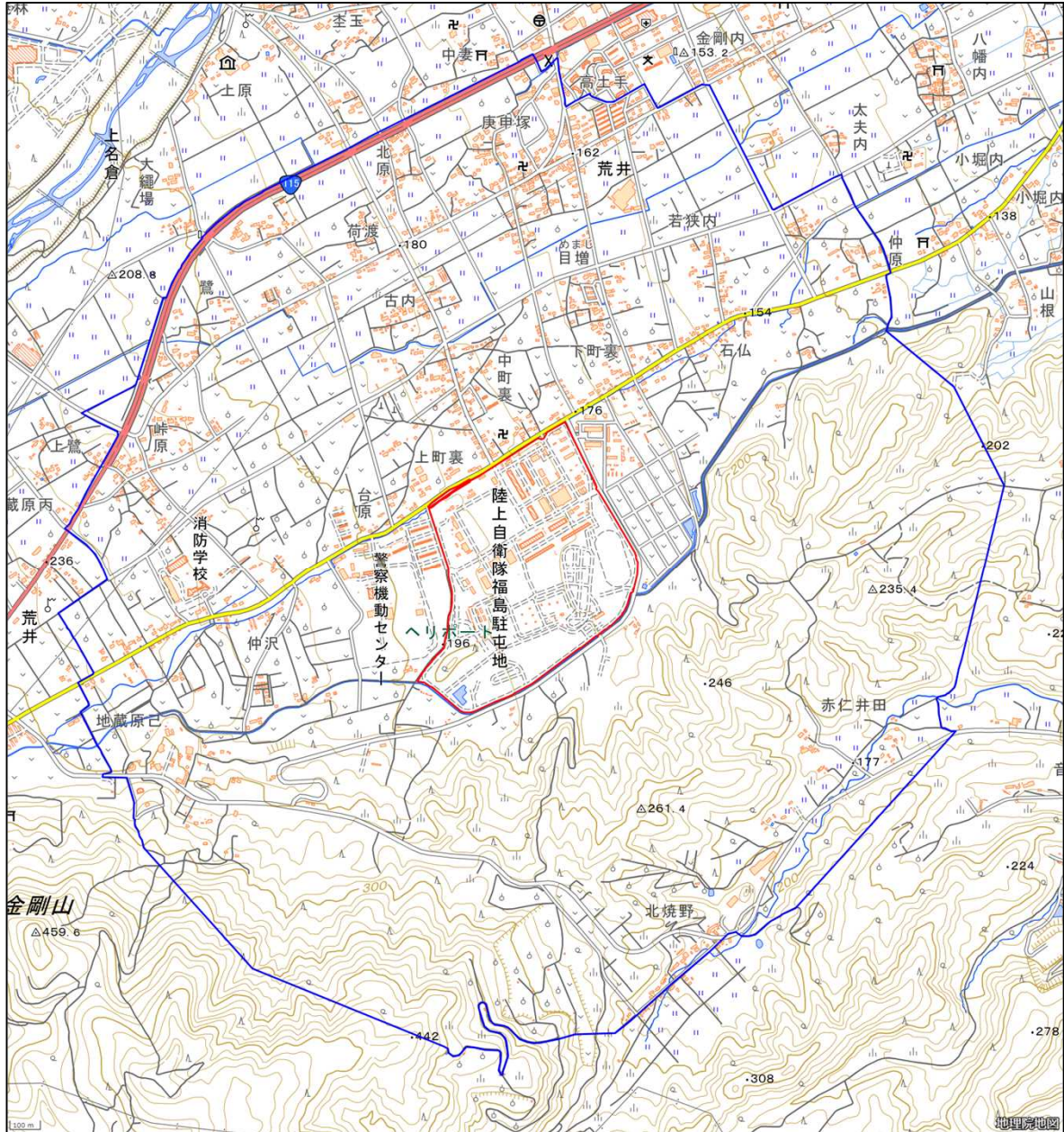
陸上自衛隊福島駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	福島県福島市	荒井字原宿一番地
対象防衛関係施設 の区域	福島県福島市	荒井愛宕下、荒井愛宕原、荒井上雑木畑、荒井上七ツ森及び荒井原宿（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	福島県福島市	荒井、荒井愛宕下、荒井愛宕原、荒井石仏、荒井梅後林、荒井御伊勢、荒井大竹、荒井上雑木畑、荒井上箆森、荒井上新田、荒井上新田下、荒井上七ツ森、荒井上町裏、荒井川端、荒井北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、荒井北峠原（次の図面に示す部分に限る。）、荒井北原、荒井北原西、荒井桐田、荒井庚申下、荒井庚申塚、荒井小林、荒井鷺、荒井鷺下、荒井鷺新田、荒井鷺南、荒井地蔵原己（次の図面に示す部分に限る。）、荒井地蔵原戊（次の図面に示す部分に限る。）、荒井四本木、荒井清水内、荒井清水下、荒井清水田、荒井下雑木畑、荒井下箆森、荒井下峠原、荒井下七ツ森、荒井下町裏、荒井杉下、荒井杉下前、荒井杉下南、荒井砂田（次の図面に示す部分に限る。）、荒井台、荒井台西、荒井台原、荒井台番、荒井高土手、荒井田神前、荒井滝本、荒井峠原下、荒井峠原前、荒井中井端、荒井中雑木畑、荒井仲沢、荒井中ノ内前、荒井中町裏、荒井苗代添（次の図面に示す部分に限る。）、荒井荷渡、荒井荷渡北、荒井荷渡前、荒井荷渡南、荒井野村、荒井原宿、荒井原宿南、荒井原田、荒井古内、荒井古内後、荒井古内北、荒井古内東、荒井弁天前（次の図面に示す部分に限る。）、荒井前川原、荒井前野村、荒井弥陀内、荒井弥陀内上、荒井南峠原、荒井向田、荒井目増、荒井目増下、荒井藪、荒井山神前（次の図面に示す部分に限る。）、荒井山道、荒井横塚（次の図面に示す部分に限る。）、荒井若狭内、荒井若狭内前、荒井若狭北、上鳥渡姥川、上鳥渡上耕谷、上鳥渡仲原、上鳥渡半沢森（次の図面に示す部分に限る。）、上名倉新田（次の図面に示す部分に限る。）、上名倉天王前（次の図面に示す部分に限る。）、下鳥渡姥ヶ懐（次の図面に示す部分に限る。）、山田（次の図面に示す部分に限る。）、山田赤仁井田（次の図面に示す部分に限る。）、山田音坊（次の図面に示す部分に限る。）、山田北焼野（次の図面に示す部分に限る。）、山田蛇音山（次の図面に示す部分に限る。）及び山田南音坊（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊福島駐屯地周辺地域 (福島県福島市荒井字原宿1番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

